

京都市告示第 357 号

屋外広告物法第 7 条第 4 項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第 39 条の 3 及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第 44 条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

京都市長 梶本 頼兼

1 返還する日及び時間

平成 20 年 1 月 21 日 午前 11 時

2 返還の場所

京都市伏見区竹田田中川原町 42 番地

3 返還の対象となる屋外広告物等

平成 20 年 1 月 17 日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において、上記の場所に保管していることを公告した屋外広告物等

(都市計画局都市景観部市街地景観課)